

## 刈草・落ち葉類及び剪定枝類のリサイクル

刈草・落ち葉類及び剪定枝類を堆肥としてリサイクルするため、大量に出すときは、「加古郡リサイクルプラザ」へ搬入するようにご協力をお願いします。

### 注意

- 空き缶や可燃ごみなど他のごみを混入しないでください。
- 搬入する際は、「刈草・落ち葉類」と「剪定枝類」に分別してください。

### 刈草・落ち葉類

- できるだけ乾燥させてください。
- 土、砂、石は十分に落とししてください。
- 飛散防止などのためポリ袋などを使用した場合は、ポリ袋を取り外して下ろしてください。（ポリ袋は「可燃ごみ」として出してください）
- 草の根は必ず取り除いてください。



### 剪定枝類

- 1本の枝の太さが直径20cm以下のものは長さ1m以下に切断し、直径20cm以上のものは長さ40cm以下に切断してください。
- できるだけ乾燥させてください。
- わら、つる性の植物、毒性の植物、根、竹・笹類、野菜及び果物類は、リサイクルできないため受入できません。45ℓのごみ袋に入れて、「可燃ごみ」として出してください。

#### 事業者の方へ

- ① 指定業種から出る「木くず」は産業廃棄物です。

「加古郡リサイクルプラザ」などの公共処理施設は一般廃棄物を処理するための施設のため、産業廃棄物の受け入れは一切できません。

※ 建設業(工作物の取り壊しや除去も含む)に係る腐樹木のこと。

- ② 稲美町外で請け負った伐採木については、発生場所に所在する一般廃棄物処理施設へ搬入してください。

